

平成 15 年度厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

分担研究報告書

遺伝子医療の基盤整備に関する研究

分担研究課題：認定遺伝カウンセラーの養成と資格認定に関する研究

分担研究者：千代豪昭（大阪府立看護大学教授）

研究協力者：福嶋義光（信州大学教授）、玉井真理子（信州大学医療技術短期大学部助教授）、月野隆一（有田市立病院副院長）、富和清隆（大阪市立総合医療センター部長）、黒澤健司（神奈川県立こども医療センター医長）、安藤広子（岩手県立大学助教授）、高田史男（北里大学院医療系研究科臨床遺伝学助教授）、田村智英子（国立成育医療センター遺伝診療科遺伝カウンセラー）

研究要旨

平成 12 年度より非医師による認定遺伝カウンセラーの養成と資格化に関する研究が開始された。平成 15 年にはわれわれがまとめた遺伝カウンセラーの役割や要件、作成した遺伝カウンセラー養成カリキュラムを導入した専門養成コースが医学部修士課程に誕生し、教育が開始されている。これらの専門コースの教育実態を調査し、認定遺伝カウンセラー資格試験との整合性を検証した。また、専門コースによらず認定遺伝カウンセラーの資格を得るために利用できる研修コースの実態を調査し、単位認定についての見解をまとめた。

A. 研究目的

平成 12 年度から非医師による遺伝カウンセラーの認定に関する研究が開始され、非医師遺伝カウンセラーの要件と役割、養成カリキュラムの到達目標をまとめた。また、平成 14 年度の本研究班中間報告では、非医師遺伝カウンセラーをわが国の認定遺伝カウンセラーとして資格認定していくための基本的要件がまとめられた。認定遺伝カウンセラーの養成は大学院修士課程レベルとされ、わが国において専門コースの設置数が十分な数に達する

までは研修会等を利用して大学院修士課程と同等の研修を積んだ者に対する認定制度を残すが、将来的には制度の一本化が望ましく、専門コースの設置を急ぐ必要があることが合意された。平成 15 年春には 2 ヶ所の大学（医学部）の修士課程に遺伝カウンセラー養成コースが設置され、教育が開始された。これらのコースではわれわれが作成した遺伝カウンセラー養成カリキュラムの到達目標が教育カリキュラムに採用されている。いずれの大学においても、本邦初の遺伝カウンセラー養成専門コースということで、大学における専門

コース開設に至るための苦勞、到達目標を満たすためのカリキュラム作成上の苦勞、教育スタッフの確保、演習や実習など多大な苦勞があった。この2大学の経験は次に開設を予定している大学に生かす必要がある。また、われわれが資格認定しようとしている認定遺伝カウンセラーの教育として問題がないか、資格認定する立場から専門コースにおける教育内容を吟味する必要がある。また、大学院によらないで認定遺伝カウンセラーの資格認定を受けるコースについて、大学院専門コースで受ける研修内容に劣らないレベルを維持するためにも専門コースの教育内容を吟味する必要がある。平成15年度の本研究班の研究は大学院専門コースにおける遺伝カウンセラー養成教育の実態をもとに、認定遺伝カウンセラーの資格認定に関わる条件を整理することを目的とした。

## B. 研究方法

1. 大学院専門課程の教育コースとして、平成15年春に開設された信州大学大学院医学研究科修士課程と北里大学大学院修士課程の責任者(単位認定教授)に、

- 1) コースの概要
- 2) 大学の教育課程における位置づけ
- 3) 募集方法, 応募状況
- 4) カリキュラムの概要
- 5) 教育の実態と問題点
- 6) 学習達成状況

に関する質問を行い、回答を得た。

2. 研修コースの受講により、認定遺伝カウンセラー認定試験の受験資格を得ようとする者が利用できる研修会について現況をまとめた。本研究班が定めた認定規則(平成14年度報告)では、

- ・ 公的機関、学会(研究会を含む)が遺伝医療の普及を目的に継続して開催している研修コースであること。
- ・ 研修における講義および実習内容が「遺伝カウンセラー養成のための到達目標」に合致していること。
- ・ 受講者の学習到達度を適切な方法で評価し、単位取得証明書が発行できること。

を条件に、研修会を認定していこうと考えているが、現時点では1) 家族計画協会主催の研修会、2) 遺伝医学セミナー(臨床遺伝専門医制度の認定研修会)、3) 家族性腫瘍研究会主催の研修会の3つが認定研修会としての条件を満たしている可能性がある。認定遺伝カウンセラーの研修に利用できるかどうか、研修会の責任者に質問を行い、コースの概要、講義・実習内容と時間、問題点について報告を得た。

3. 上記の報告から本研究班が目標としている認定遺伝カウンセラーを資格認定していく方法について議論し、考察を行った。

## C. 結果

1. 大学院専門課程の教育コースの実態について

## 1) 信州大学における遺伝カウンセラー養成 専門コース

### (1) 概要

2002年度より、信州大学大学院医学研究科修士課程(医科学専攻)が誕生した。信州大学医学部附属病院遺伝子診療部では、この修士課程の中に「遺伝カウンセリングコース」を設けることとした。修士課程全体の募集人員は20名であるが、この内の2名を「遺伝カウンセリングコース」対象者として募集している。信州大学大学院修士課程の「遺伝カウンセリングコース」の特徴は以下の通りである。

- a. 「遺伝カウンセリング体制の構築に関する研究班」(古山班)の「遺伝カウンセラー(非医師)制度に関する研究」(千代グループ)で現在検討が進んでいるカリキュラム案に準拠した教育カリキュラムとする。
- b. 医学部医学科における遺伝医学系統講義、遺伝医学実習、博士課程の遺伝医学研究特論なども組み入れた充実したカリキュラムとする。
- c. 全国唯一の省令部門である遺伝子診療部の外来診療における遺伝カウンセリングに同席し、実際の遺伝カウンセリングを体験できるようにする。
- d. 修士論文は遺伝子診療部スタッフが責任を持って指導する。

### (2) 大学における位置づけ

信州大学大学院医学研究科修士課程(医科学専攻)の遺伝カウンセリングコースである。本修士課程の目的として、研究者の養成とともに高度専門職業人の育成も掲げられており、その一環として、遺伝カウンセリングコースが設けられた(学内措置)。

### (3) 募集方法、募集状況

最終的には大学を通じて、修士課程の試験を受けるが、原則としてその前に面接の機会を設けている。2002年は受験者0、2003年度は看護師資格のある人が2名受験し、1名合格(助産師)、2004年度は生物学専攻1名、臨床検査技師養成コース修了者2名が受験し、生物学専攻者1名が合格。看護師資格のある人の応募は少ない。臨床検査技師養成コース修了者が受験するケースが多くなる傾向がある。

### (4) カリキュラム作成と運用の問題点

遺伝医学関連の講義・演習は、従来、医学部医科学学生向けに開講されていたいくつかの遺伝医学関連科目を履修させることにしている。これらの授業は医学部医学科と医学研究科修士課程の合同授業として位置づけられ、修士課程大学院生が履修した場合、余剰単位として認定されることが信州大学大学院医学研究科規定および同修士課程(医科学専攻)履修内規に記載された。遺伝医学関連に比べると、心理学関連の科目が少なく(「人間こころ心理学」30時間2単位のみ)、「生命倫理学」(大学院必

修科目 30 時間 2 単位)の講義に、ゲストスピーカーとして他大学から臨床心理学の専門家を招聘し 4 時間相当(90 分 2 コマ)の講義を実施することで対応している。

#### (5) 学習の達成度

現在、在籍している学生は、もともと医療の基礎のできている方なので、モチベーションが高く、達成度は極めて高いと考えている。

### 2) 北里大学における遺伝カウンセラー養成コース

#### (1) 概要

北里大学では医療現場でのカウンセリング需要の高まりを受け、02 年度、大学院医療系研究科医療人間科学群に医療カウンセリングコースを設置し、それと部分的に関与しあう位置付けの臨床遺伝医学講座を同学群内に設置した。その関与し合う部分に高度専門職業人としての遺伝カウンセラーを輩出する修士課程遺伝カウンセリング養成プログラムを開設した。その特徴を以下に示す。

a. 教育カリキュラムは平成 13 年度厚生労働科学研究古山班千代分担班で策定された大学院修士課程教育カリキュラム試案の内容をカバーし、それ以外にも重要と思われる項目については独自に課す。

b. 目的意識と使命感を維持・増進させるため、また実践経験を重視する面とも併せ、臨床現場へ早期から参加させる。

c. 医療カウンセリングコースがあるため、医療関連の心理学、カウンセリング理論、倫理

学、福祉学等、従来医療機関での充足度が低いとされてきたこれら分野の教育を十分に提供する事が可能となっている。また医科系教科群は勿論の事、それ以外にも医事法学、保険医療政策学、医療情報学その他、有用かつ豊富な科目群が選択可能となっている。

d. 首都圏という立地条件を生かし外部施設研修、学会、研究会、講習セミナーへの参加の他、大学院間単位互換制度を活用する等、積極的な外部教育資源活用を導入し、様々な学修の機会が得られる。

e. 所在地の相模原キャンパスには北里大学病院と北里大学東病院の 2 施設が隣接、総病床数 1600 という巨大メディカルセンターとして存立し、臨床研修の場として申し分のない環境を整えている。

#### (2) 大学における位置づけ

医療系研究科は医学部・医療衛生学部の上位に位置付けられるが、医療カウンセリングコースに関わる医療人間科学群の教員は全員、本学初の大学院専任教員であり両学部には所属しない。学部を離れ大学院で高度な教育研究に専念する使命を持つ。今後急速に就学人口が減少していく中、国内初の修士課程遺伝カウンセリング養成プログラムは大学の目玉として発展させるべく、期待を背負っている。

#### (3) 募集方法と応募状況に関する問題点(どのような職種が応募したか)

03 年度(第 1 期)募集に際しては、知己を頼っての口コミ募集と UMIN、JERECIN 等を利用しての募集を行った。看護師 1、助産師 2、

臨床検査技師養成学部4年2、理学部4年1、教育心理学4年1、計7名の相談や面接を行った。うち助産師と教育心理の各1名が受験し合格した。

04年度(第2期)募集は前年同様のルートに加え、ホームページを立ち上げ募集をかけた。応募ないし問い合わせ、面接に訪れた人々のバックグラウンドは以下の通り。

- a. 臨床検査技師系 13名: 臨床検査技師養成学部3年6, 4年5(内1名は臨床検査技師免許有), 修士1年1, 臨床検査技師1
- b. 生命科学系 4名: 生命科学系学部3年1、4年1、大学研究室技術員(薬剤師免許)1、企業バイオ研究者(修士)1
- c. 医学部 2名: 5年1(臨床心理士資格有) 上海の大学医学部最高学年1
- d. その他 3名: 教養学部2年1、工学部応用科学4年1、会社員1(不詳)

総計22名(男3,女19)であった。

受験したのは臨床検査技師系2名、うち合格1、生命科学系1名が合格、よって入学決定は2名となった。

全般的特徴として、看護系職種への募集に力を注いだにもかかわらず同職種からの接触は少なく、殊に2年目は全体的には4倍近くに増えたのに対し0であった。代わりに臨床検査系の増加が際立っている。

(4)カリキュラムの作成にあたりどのような問題点があったか(発表された到達目標をカリキュラムに導入するさいの問題点)

- a. 千代分担班試案と同名の科目は「臨床遺伝

学」以外は当研究科に存在しない。試案の各科目領域と部分的に合致する科目を履修する事で当該科目の単位認定とせざるを得ない面がある。本学の場合、幸い大学院医療系研究科の科目群でほぼ全科目をカバー出来たが、ごく一部に時間数の面からどうしても学部の講義で試案の時間数分まで充当せざるを得ない科目もあったが、学部の講義を受けて大学院の単位履修と公に認定する事は、学部と院の位置付けから問題有りとなされた。

- b. 重大な齟齬として、千代試案にある「実習」が本学医療系研究科修士課程には学則上存在しないため、履修単位として公式に認定の様がない点が指摘された。

研究班のカリキュラムと各施設の学則も含めた教育システムとの差異に基づく埋めようのない、または摺り合わせが極めて困難なギャップの存在を将来の認定機構がどう調整し各施設毎の認定を行っていくか、今後の課題と思われた。

(5)教育を推進するにあたってどのような問題点があるか(講義、実習)

当養成プログラムに於いては a)教員1の小規模講座で運営、b)遺伝医学領域の教員数が1、c)心理社会系科目乃至教員数が充実している。以上3つの特徴から遺伝医学関連の科目のさらなる充実と工夫が求められる。

(6)講座、またはカリキュラム責任者から見た学習の達成度

現在第一期生が一年目を終えようとしているが、これまでの進捗状況と、次年度の修士

論文の課題研究や臨床実習計画とを総合的に勘案してみると、現時点の予測として二年間で一通りの遺伝医学を修めるのは容易なことではないと思われる。仮に修了要件を満たし卒業、認定試験に合格したとしても、臨床遺伝学の基礎学習は継続する必要があるものと思われる。

## 2. 遺伝カウンセリングに関する研修会の実態

### 1) 家族計画協会における遺伝カウンセリング研修会

(1) 平成14年度から15年度にかけて開催され、非医師が受講できた遺伝相談セミナーは下記のとおりである。基礎コースは人類遺伝学の基礎から遺伝カウンセリングまでの基礎研修、実践コースは遺伝カウンセリングの技術を中心に研修をおこなった。リフレッシュセミナーは特定の疾病をテーマに遺伝カウンセリングに関して深く学ぶことを目的にしている、医師、非医師の区別なく参加ができる。

#### 基礎コース：

第28回 平成14年(32時間)96名

第29回 平成15年(32時間)66名

#### 実践コース

第26回 平成14年(32時間)46名

第27回 平成15年(32時間)46名

#### 遺伝カウンセラーリフレッシュセミナー (全職種合同)

第20回 平成14年(16時間)38名

#### マルファン症候群の遺伝カウンセリング

第21回 平成15年(16時間)89名

#### ダウン症の遺伝カウンセリング

第22回 平成15年(16時間)61名

#### ターナー症候群の遺伝カウンセリング

第23回 平成16年(16時間)88名

#### クラインフェルター症候群の遺伝カウンセリング

(2) 家族計画協会の研修会とその研修時間(講義/演習)は下記のとおりである。

#### a. 遺伝カウンセラーセミナー(各年1回)

・基礎コース(計40時間)

講義/演習 = 7 / 3

・実践コース(計40時間)

講義/演習 = 7 / 3

#### b. コメデイカルのための遺伝相談セミナー (各年1回)

・基礎コース(計32時間)

講義/演習 = 8/2

・実践コース(計32時間)

講義/演習 = 7/3

#### c. 遺伝カウンセラーリフレッシュセミナー (年2回)

計16時間

講義/演習 = 6/4

### (3) 家族計画協会研修会の今後の課題について

これまで遺伝カウンセラーの職種は医師を基本とし「遺伝相談(医師)カウンセラー研修会」と命名していたが、最近の非医師遺伝カウンセラー希望者のために医師の縛りを取り、「遺伝カウンセラーセミナー」と変更した。課題は非医師の臨床遺伝学履修の職種差、個人差の調整である。運営は協会の独立採算性であり、昨今の経済情勢から縮小もしくは受講料の値上げが問題となっている。何らかの(出来れば公的)援助が必要である。

遺伝カウンセラーの資格認定が話題にのぼってから、コメディカルのためのセミナー受講者の職種は看護職以外に心理職、検査技師などが多くなってきた。この中で「遺伝カウンセラー資格取得希望者」は毎回約3・4名である。

### (2) 遺伝医学セミナーにおける研修実態

遺伝医学セミナーは年に1度開催され、臨床遺伝専門医の資格を得ようとする医師が主として受講しているが、非医師の受講も可能で、毎年10名以上の非医師の参加がある。研修内容は遺伝医療の専門医を養成するための基礎・応用教育が主体であるが、遺伝医学の基礎教育や遺伝カウンセリングに関する講義も含まれる。また、毎回遺伝カウンセリングのロールプレイ学習が選択受講できるようになっている。

遺伝医学セミナーの研修時間

計18時間 講義/演習=9/1

### 3) 家族性腫瘍研究会研修会における研修実態

#### (1) 研修会の概要

家族性腫瘍研究会では、1998年より年に1度、家族性腫瘍の遺伝カウンセリングに必要な知識、技術、態度を養うことを主目的として、家族性腫瘍カウンセラー養成セミナーを開催している。このセミナーは、遺伝学、腫瘍学、遺伝カウンセリング学の基礎から臨床にわたり4日間で構成、さらに後半の講義や演習については、毎年ひとつの家族性腫瘍を中心に焦点をあて1回のセミナーに参加すればその家族性腫瘍について一通りのことが学べるように配慮している。2001年は家族性大腸ポリポーシス(FAP)、2002年は遺伝性非ポリポーシス大腸がん(HNPCC)、2003年は網膜芽細胞腫をとりあげた。当事者団体の方々を招いての話し合いや、家族性腫瘍の臨床に関連する倫理的、法的、社会的、心理的問題やソーシャルワークなども取り上げている。ロールプレイについては、参加者全員が繰り返し遺伝カウンセリング演習を体験できるよう、数人の小グループの中で演習者と観察者を配置して分かれて実習する方法や、コミュニケーション理論の講義に基づいた課題達成型の演習などを実施している。参加者は例年100名前後、2003年は医師が35%、看護職が23%、臨床検査技師が16%、学生や心理専門職を含むその他が25%であり、例年繰り返し受講している者が1~3割存在する。医師の内訳は内科、外科、産婦人科等、多岐にわたっている。

(2) 家族性腫瘍カウンセラー養成セミナー  
の研修時間

計 28 時間 講義 / 演習 = 11 / 3

(3) 今後の課題

立場の異なる職種が同席することで、ロールプレイなどにて互いの専門性を活かした議論が深まる利点がある一方、異なる職種全員のニーズにあった講義の企画が課題となっている。多くの家族性腫瘍の遺伝子診断が保険適応ではなく臨床研究として扱われている場合も多い状況に対応した教育のあり方の検討も必要である。腫瘍を扱うことのできる臨床遺伝専門医や遺伝カウンセリングを実施できる腫瘍外科 / 内科医が少ない現状で、臨床において家族性腫瘍について心配している患者・家族に適切に対応していくシステム作りが急務であり、セミナー後医療機関に戻った受講者が活躍できる臨床の場の増加が望まれる。

#### D. 考察

国公立大学の法人化を迎えて、大学においては新しい大学像をめざして大学組織の改革や中期目標作成の準備が進められている。多くの大学は研究型大学をめざして、大学院を中心とした大学のイメージ像を作りつつあるが、研究者の養成とならんで高度専門職業人の養成も大きな目標となっている。信州大と北里大に開設された遺伝カウンセラー養成コース（修士課程）は高度専門職業人の養成をめざした専門コースとして位置づけられている。信州大と北里大の専門コ

ースは新しく誕生した医学部修士課程の一つとして学内で認知されているが、今後、法人組織として再編成された大学の間で、高度専門職業人養成コースとして認知されていくためには解決されねばならない課題は少なくない。専門コースの専任教員は1名の臨床遺伝の専門医であり、遺伝学や遺伝医学の教育の大部分を担当していて大きな負担がかかっている。心理系など関連講義として大学院の講義には遺伝カウンセラー教育に適当なものが少ない。しかし、医学部の学部の講義を大学院の講義として読み替え、単位認定を行なうことは北里大のように大学によっては難しい場合があり、学部講義担当教授の補講を受けるなど色々な苦勞が払われている。また医学系大学院の修士課程には実習単位が無い場合もあり、遺伝カウンセラー養成に必要な実習教育に支障をきたす可能性がある。大学院修士課程の目標の一つとして高度専門職業人の養成を掲げる以上、研究者養成型教育とは異なった教育が必要で、そのための対応措置が必要である。また遺伝カウンセラー養成コースでは、様々な学部教育を受けた学生が入学するため、取得単位のうち限度をもうけて学部の講義を受講させるなど、きめ細かい教育が必要である。また、科目によっては専門学部の学部教育レベルで十分に到達目標に達すると考えられるものもあるので、信州大のように学部教育の単位を高度専門職業人教育で認定することも議論されるべきであろう。また学外の専門医療機関も含めた実習を単位認定していく制度の確立も必要である。本研究班としてはひとつの解決策として、遺伝カ



ウンセラー養成コースを持つ大学間の連絡会議（仮称）を組織することを提案したい。カリキュラムや教育方法について共同研究するとともに、 세미나や公開講義を共同実施したり、単位互換制度などの整備により、大学間の協力態勢を作ることである。

調査した2つの専門コースのカリキュラムについては、教育を担当している教員の大変な努力と熱意により、本研究班がかかげた到達目標の達成をめざして教育がなされていることが伺えた。いずれのコースでも、学生は専門学会に入会し、各種研修会に積極的に参加し、自己学習していることが報告された。実習についても、2つの大学では関連医療施設に臨床遺伝外来を設置しているため、おおむね十分な教育がおこなわれていると判断できたが、医系以外の大学院にコースが設置された場合、実習の質を担保することがひとつの課題となろう。2つの大学ではいずれも入学資格として学士の種類は問わないという立場をとっている。医療従事者教育を受けているということ、および卒業後の就職の問題を考慮すると看護師が望ましいと考えられるが、これまでの状況だと看護師の応募は少なく、看護系以外の医療系、生物系の応募者が多い傾向がある。遺伝カウンセラーが十分認知されておらず、専門職としての職場の確保が難しい現状や、看護系大学院の増加も背景にあると考えられる。しかし、近い将来に遺伝専門看護師など遺伝医療に関係した修士専門コースが開設される可能性もあり、指導者を養成する見地からも遺伝カウンセラー養成コースは適しているのではないかと考えら

れるので、今後、専門コースの教育内容を看護師からも魅力があるものにしていく必要があるだろう。

以上の結果から、大学院修士課程の専門コースについては、本研究班が作成したカリキュラム到達目標に沿った資格審査を行うことにより、わが国の認定遺伝カウンセラーとしてふさわしい専門職を認定することが可能と思われた。今後は資格試験の実施に備えて、本研究班が作成した認定規則（案）第4章14条に沿って、専門コースを認定する作業を進めていく予定である。

一方、各種研修会を利用して大学院修士課程と同等以上の研修をおこなった者に認定資格を与える研修コースについて検討を行った。わが国の認定遺伝カウンセラーが大学院修士課程レベルの資格であるべきとの意見は本研究班発足以来の合意原則である。しかし、

- 1) 大学院専門コースの設置数が現時点でまだ2大学に過ぎず、認定対象者数がきわめて少ないため、臨床現場のニーズに対応出来ないばかりか、資格制度そのものが社会的認知を受けることが困難。
- 2) 遺伝カウンセリングの多様なニーズに応えるためには、カウンセラー資格を医療系学部の卒業者に限らず、多様な人材が遺伝カウンセラーへの道を選びやすいような配慮が適当。また、近い将来、遺伝専門看護など、遺伝医療に関連した専門コースが開設される可能性があり、遺伝カウンセラー資格に移行可能なように、研修制度を充実しておく必要がある。

3) 少数ではあるが、現在すでに遺伝医療の現場で活躍しているコメディカル・スタッフが存在しているため、追加研修により資格を取得できるよう経過措置が必要。

の理由で、当分のあいだは研修コースを設ける必要があるのではないかと考えられる。ただし、修士課程卒業者と同等以上の学力と経験を身に付けるためには、修士課程の講義時間(約280時間、演習を含む)、実習時間(180時間)を研修コースで受講しなければならない。現在の研修会の実績では、学会参加を単位数に認定しても3年以上の期間をかけて各種研修に参加し、単位認定を受ける必要がある。また実習時間180時間に相当する50例以上の遺伝カウンセリング実績の認定を得るためには、指導施設、指導者の問題もあり、相当の年限が必要となろう。研修コースにより認定遺伝カウンセラーの資格を得るためには、相当の時間と努力が必要となると予想されるが、わが国の認定遺伝カウンセラーの質を確保するためにはいたしかたないという結論になった。今後、修士課程専門コースと同様、本研究班が作成した認定規則(案)第4章16条に沿って、研修コース責任者からの応募に応じて、研修会ごとに認定コースとして適切かどうか審査し、単位基準を決定していく予定である。

わが国の遺伝カウンセリングシステムの今後の見通しとして、専門職としての遺伝カウンセラーをどのように現状の医療システムのなかに位置づけるかの課題がある。近年大学を中心として遺伝子診療部など遺伝専門部門

の設立が相次いでいて、遺伝カウンセリングへのニーズが確実に増加している。また、研究や診療を行う大学や医療機関では倫理委員会により遺伝子関連研究や遺伝にかかわる診療が審議される機会が多くなってきた。「遺伝カウンセリングの実施」が条件に認可を受けることが多くなり、これらの機関では遺伝カウンセリングへのニーズが増加している。また、遺伝子関連の研究や遺伝子検査に対する国や学会のガイドラインにおいて遺伝カウンセリングの必要性が謳われたため、遺伝カウンセリングの社会的認知度は確実にあがってきていると判断できる。現時点では遺伝カウンセリングを行う資格として平成15年度から認定が開始された臨床遺伝専門医が認知されているが、資格所有者数は十分ではなく、遺伝専門部門が独立していない施設の場合は資格所有者が各診療科に所属する医師であるため、遺伝カウンセラーとして第三者的な立場から患者やクライアントを支援することが可能かどうか問題となっている。新たに認定遺伝カウンセラーが現場に参入することにより、理想的な遺伝カウンセリングが可能となると考えられるが、現行の医療制度のもとで遺伝カウンセラーの職場をどう確保していくか、また、臨床遺伝専門医との連携など、今後の問題は少なくない。遺伝医療システム全体の整備のなかに位置づけられるべき課題であろう。

また今後、看護系の大学院に設置されると考えられる遺伝専門看護師と遺伝カウンセラーがどのように役割分担していくか、遺伝カウンセラー教育の「二階建て」部分と考えら

れるガン遺伝カウンセラーや疾病専門遺伝カウンセラーをどのように制度化していくかなど今後の課題も多い。これらは21世紀の医療を代表する医療分野となる遺伝医療を発展させていくためには是非とも早急に整備すべき課題と考えられる。

#### E. 研究発表

(学術論文)

千代豪昭: 遺伝医療の発達と看護の役割. 小児看護, 25(12)1578-1584, 2002

千代豪昭: 新生児医療の倫理. わが国における出生前診断をめぐる論争から学ぶこと. ネオネイタルケア, 16(3) 81-89, 2003

(学会発表・シンポジウム)

千代豪昭: . 日本遺伝カウンセリング学会第25回大会, 2001, 5月

千代豪昭: 遺伝カウンセラー(非医師制度)の構築. 日本人類遺伝学会第47回大会. 2002, 11月

(添付資料)

遺伝カウンセラー認定制度と資格試験の案内(案)

1. 遺伝カウンセラー認定制度(以下、認定制度という)の目的

遺伝医療チームの一員として働く専門職としての遺伝カウンセラー資格を認定することが目的です。資格取得者には日本遺伝カウンセリング学会および日本人類遺伝学会の両理事長名による「認定遺伝カウンセラー」認定証が授与されます。

2. 資格取得の条件(案)

(1) 資格を取得するには

(ア) 認定遺伝カウンセラー資格試験の  
(イ) 筆記試験(以下、筆記試験という)  
合格証

・ 実地研修実績の証明書

・ 面接試験の合格

が必要です。

(2) 筆記試験受験資格を取得するには下記の3つの方法があります。いずれの場合も筆記試験受験時に日本遺伝カウンセリング学会あるいは日本人類遺伝学会の会員歴2年以上が条件となります。受験資格は受験

手続を申請した後に認定委員会が個別に審査  
します。

1) 認定遺伝カウンセラー資格認定委員会  
(以下、認定委員会という)が認めた大学院  
修士課程の専門コース(注1)を修了し修士  
号を取得、または平成17年3月末日の時点で  
取得見込の者。

2) 認定委員会による認定遺伝カウンセラ  
ー研修登録証(注2)の交付を受け、  
認定委員会が認めた認定遺伝カウンセラー研  
修コース(以下、研修コースという)(注2)  
で規定の単位数を取得した者。

3) その他、認定委員会の審査(注3)を受  
け、受験資格を取得した者。

(注1)

専門コースとは大学院修士課程の責任者の  
申請に基づき認定委員会が審査のうえ認定し  
たコースに限られます。

(注2)

研修コースとは研修コースの責任者の申請  
に基づき認定委員会が審査のうえ認定したコ  
ースに限られます。研修コース単位取得によ  
り資格試験を受験するためには下記のように  
申請者の教育歴により追加の単位取得が条件  
になる場合があります。

a. わが国の学位授与機構が認めた学士以  
上の資格を有する者でも、学位(学士)の種  
類によっては、追加の単位取得が条件になる

場合があります。

例：理学部(生物系)卒業者

医療・健康科学系科目(1単位)

心理・社会科学系科目(1単位)

文学部(心理系)卒業者

生物・遺伝学系科目(1単位)

医療・健康科学系科目(1単位)

b. 学位(学士)を持たず、医療に関連した  
国家資格を持つ者(例：保健師、助産師、  
臨床検査技師、(臨床)栄養士、放射線技師 そ  
の他)で2年以上の専門職としての  
実務経験がある者については大学相当の単位  
取得により受験資格を与えられる場合が  
あります(単位取得には大学の科目履修制度  
や放送大学を利用することができます)

。

例：保健師 生物・遺伝学系科目(2単位)  
心理・社会科学系科目(2単位)

上記の a, b いずれの場合も研修コース受  
講により必要単位を取得するものは、あらか  
じめ研修登録申請(指定された様式による)  
を行う必要があります。提出された申請書を  
認定委員会が審査し、研修単位取得により資  
格取得が可能と判断した場合は研修登録証を  
発行します。追加の単位取得が必要と判断さ  
れた場合は条件付き登録となり、必要条件を  
満たさないと筆記試験の受験資格が与えられ  
ません。

(注3)

海外の遺伝カウンセラー資格取得者、すでに遺伝カウンセリングの十分な実績がある者はあらかじめ認定委員会に受験資格認定申請を行い、審査を受けてください。遺伝カウンセリングの実績としては遺伝カウンセリングの経験が十分であることを証明する書類と研究実績が含まれます。審査に合格した場合は受験資格認定証を発行します。

### 3. 資格試験に関する日程

- ・ 受験申請の受付期間 平成17年4月から(予定)
- ・ 筆記試験(年1回) 未定
- ・ 面接試験(年1回) 未定

### 4. 筆記試験の有効期間

筆記試験のみを受験することも可能です。筆記試験合格者には筆記試験合格証が発行されますが、筆記試験合格証の有効期間は6年です。有効期間内に実地研修実績証明書を揃えた上で面接試験を受験してください。なお面接試験のみを先に受験することはできません。

### 6. 実地研修実績証明書

専門コースを経て認定遺伝カウンセラー資格を取得しようとする者は、専門コース課程の修了証(コピー)に加えて専門コースの単位認定者が発行する遺伝カウンセリング実績証明書が必要です。研修コースを経て認定遺

伝カウンセラー資格を取得しようとする者は、認定委員会があらかじめ認定した遺伝カウンセリング指導者(注4)が証明した遺伝カウンセリング実績証明書を遺伝カウンセリングの事例報告レジメ(50例以上)のコピーに添えて提出することが必要です。

(注4)研修コースを経て認定遺伝カウンセラー資格を取得しようとする者は研修コース受講による単位取得とは別に、遺伝カウンセリングの実地研修が必要です。実地研修は認定委員会が認定した遺伝カウンセリング指導者の指導下で行われることが原則です。

### 7. 面接試験

筆記試験合格者で遺伝カウンセリング実地研修の実績が認められた者に対して行われます。面接試験の合格者には面接試験合格証が授与されます。

### 8. 認定遺伝カウンセラー資格の授与

面接試験合格者は下記の書類を揃えて認定委員会に申請することにより認定遺伝カウンセラー資格(有効期間6年間)を取得できます。資格は日本遺伝カウンセリング学会および日本人類遺伝学会の両理事長名で授与されます。

面接試験合格者は下記の書類を揃えた上で認定申請を行ってください。

#### 1) 認定遺伝カウンセラー資格申請書

- 2) 認定遺伝カウンセラー資格筆記試験合格証のコピー
- 3) 実地研修実績証明書
- 4) 遺伝カウンセリングの事例報告レジメ  
(50例以上)(研修コースのみ)
- 5) 面接試験合格書のコピー
- 6) 認定遺伝カウンセラー資格登録料

認定委員会で審議し、資格を取り消されることがあります。また、認定遺伝カウンセラー資格者にそぐわない行為があった場合は資格の有効期間内であっても所定の審査の上、資格が取り消されることがあります。

## 9. 資格の有効期間

資格の有効期間は6年です。有効期間の満了時には所定の手続きをとることにより再交付を受けることができます。なお、資格取得に伴う行為に重大な問題があった場合は添付資料1. 遺伝カウンセラー認定制度規則案